

財務部の方針書

部 名	財務部
部長名	佐藤 勉

1. 部の使命(ありたい姿)

市の総合計画で描くまちの将来像実現のため、財源の確保と適正な配分により、健全で持続可能な地域社会の実現を目指します。

担当政策	政策7:横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます
担当施策	7-2:財源確保と効率的・効果的な財政運営の推進

2. 部の抱える課題(現状)

- ・第2次総合計画後期計画と連動する財政計画の進行管理、大型公共施設整備に関するバックデータの提示(中期財政見通し、財産経営推進計画ローリング)
- ・横手市財産経営推進計画に対する市民理解度の向上
- ・ミスのない課税業務と業務効率化の両立
- ・全庁での統一的な債権管理の実施と未収債権の解決
- ・適正で効率的な契約検査事務の執行
- ・人口減少対策を財務面から支援する取組み

3. 今年度の『スローガン』

- ◎「お・も・い・や・り」を常に意識しよう
- ◎曖昧に妥協しない、風通しのよいチームを作ろう

4. 今年度の方針

- ①横手市財産経営推進計画(FM計画)の改訂と個別施設計画の着実な実施
- ②持続可能な財政運営の推進
- ③ルールに基づいた債権管理の推進と案件ごとの対応強化
- ④公平公正な課税と電子化の推進による業務効率化
- ⑤公平公正な入札事務の執行と公共工事の品質確保
- ⑥人口減少に歯止めをかけ、交流人口を増加させる取組みの展開支援

5. 今年度の重点取組項目

	実現したい成果	横手市財産経営推進計画(FM計画)の改訂と個別施設計画の着実な実施
(1)	取組内容	・令和3年度中に個別施設計画の対策効果を反映させたFM計画へ改訂することが求められており、個別施設計画の着実な実施とともにFM計画の見直しを実施する。 ・FM計画の再配置方針で「維持」「統合減」「複合減」「譲渡」に位置付けられている各施設について、対話による方針の見直しを実施する。
	実現したい成果	持続可能な財政運営の推進
(2)	取組内容	・新行政経営マネジメントシステムの実効性の向上と、合併算定替え終了後の普通交付税など、歳入に対応した予算の編成・執行を実施する。 ・予算編成手法の見直し、事務事業のビルド&スクラップ、財源確保策の推進などを継続して実施し、限りある財源をより効率的かつ適正に配分する。 ・総務企画部と連携し、大型公共施設整備に関する具体的な財政シミュレーション及び見直しを作成し、市民に分かりやすくお知らせする。
	実現したい成果	未収となった債権の要因を検証し、解決に至る道筋を債権ごとに明らかにする
(3)	取組内容	・債権管理のルールに基づいた適正な管理であるか点検する。 ・法的措置が必要な未収債権の回収に債権一元化制度の活用を検討する。 ・徴収緩和措置の適切な執行に向けた情報の連携を進める。 ・債権管理スキルの向上を目的とした庁内研修会を行う。

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

①横手市財産経営推進計画(FM計画)の改訂と個別施設計画の着実な実施

- ・FM計画の周知を図るため、計画の改定内容や進捗状況等を記載したチラシを全戸配布した(10/15)。
- ・「FM計画の改訂(前期基本計画の振り返りと個別施設計画反映等)」と「維持施設の方針確立」のため、施設所管課と会議を開催し、改訂作業依頼や施設毎の個別の方針の検討に着手した。

②持続可能な財政運営の推進

- ・今年度の普通交付税については、臨時財政対策債と合わせて、昨年度を若干上回る交付額となった。算定替の終了とR2年度国勢調査の速報値による計算の初年度となり、今後の見込はこの額が基本になると思われる。令和4年度以降の予算編成、財政見込み等に反映していく。
- ・大規模公共施設については、合併特例債の償還や今後の活用の想定、公債費の額等の資料をグラフを交えて分かりやすく作成した。

③ルールに基づいた債権管理の推進と案件ごとの対応強化

- ・債権管理条例の一部改正を行い、機動的な対応ができる体制を整えた。
- ・債権収納管理一元化業務検討会を3回開催し、今後の債権管理制度の在り方を検討した。
- ・担当者の研修会を通して、情報共有と知識の普及に努めた。
- ・一元化業務検討会に合わせ、債権管理担当者の研修会を開催し、担当者のレベルアップを図った。

④公平公正な課税と電子化の推進による業務効率化

- ・未申告の解消の取組では、個人市民税について4月下旬、7月下旬に未申告者への通知を行い、未申告者の解消に努めた。新型コロナ感染防止のため郵送あるいは窓口で申告受付を行った。(9月末時点で未申告解消率 75.3%) 国保、後期高齢、介護保険でも転入被保険者には所得照会を行い、未申告者には通知で照会し解消を図った。
- ・固定資産税では、死亡者課税をなくすため、また所有者不明土地の解消のため、納税義務者が亡くなったときは「相続人代表指定届」の提出を依頼するとともに、相続登記の案内・誘導を行っている。令和3年1月～6月までの死亡者について、9月末現在での相続登記異動・相続人代表届出の合計割合は88.4%となっている。
- ・電子化推進に資する取組みとして、生活保護減免に係る処理をRPAで行った。手入力では6時間ほど要する時間を約27分で完了している。
- ・公図データのベクトルデータ化について、法務局提供データの変換作業を進めており、進捗率は約30%となっている。

⑤公平公正な入札事務の執行と公共工事の品質確保

- ・発注関係公表書類の不備の撲滅に努めたが、入札公告後に設計図書誤謬で入札を取り止めたケースが上期3件発生。
- ・入札参加資格者名簿を適正に運用し、更新作業も滞りなく行っている。
- ・総合評価落札方式のスムーズな再開に向け、6月16日に学識経験者を国・県から招き、技術専門部会を開催し評価方法を決定した。今後公告分からの適用としたが、対象となる案件は既に公告済であったため、実際に総合評価落札方式を適用した工事の実績は無い。

⑥人口減少に歯止めをかけ、交流人口を増加させる取組みの展開支援

- ・令和4年度当初予算編成の中で具体化を図る予定。

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

①横手市財産経営推進計画(FM計画)の改訂と個別施設計画の着実な実施

- ・平鹿、大森、山内、大雄において、市民ワークショップを開催(1回目:11～12月、2回目:2～3月)し、対象施設の方針を決定する。なお、横手、増田、雄物川、十文字の4地域は令和4年度に実施。
- ・FM計画の改訂は、本部会議での原案決定後、議会への説明、パブコメを実施し、今年度中に公開する。
- ・普通建設事業に係るローリングを、来年度予算策定時に実施する。

②持続可能な財政運営の推進

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響は依然続いており、今後示される国の補正予算に対しては、令和4年度当初予算編成と連動する形で適切に対応する。

③ルールに基づいた債権管理の推進と案件ごとの対応強化

- ・引続き、納付手法の多様化をPRするとともに、納期の周知を図り納期内納付を促進して、新規滞納者の発生を抑制していく。・特定債権の担当者を対象に滞納整理研修の実務研修を行う。
- ・特定債権の担当者を対象に滞納整理研修の実務研修を行う。

④公平公正な課税と電子化の推進による業務効率化

- ・今後市全体の職員数が減ってくることを視野に入れ、申告体制もより効率的な体制となるよう検討を進める。

⑤公平公正な入札事務の執行と公共工事の品質確保

- ・入札参加資格者名簿の適正な運用を継続するとともにJV運用の見直し検討を進める。また、来年度のR5/6適用名簿の作成に向け、電子受付の有効性を検討する。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

①横手市財産経営推進計画(FM計画)の改訂と個別施設計画の着実な実施

- ・FM計画は当初予定どおりパブリックコメントを経て3月に公表した。改訂にあたり将来更新費用推計を再計算したところ、改訂前に掲げた目標がほぼ達成される見込みとなったことから、将来更新費用を更に20%削減し32.9億円/年を目標とした。今後この目標に向かってFM計画を推進していく。
- ・「維持」施設の方針確立のため、市内4地域(平鹿、大森、山内、大雄)を対象としたワークショップを各2回開催し市民と意見交換を行った。また、令和4年度は残りの4地域(横手、増田、雄物川、十文字)において、同様の市民ワークショップを開催し、方針を確立していく。なお、ワークショップから得られた市民意見を基に、今後、維持施設の方針を確立し、ローリング方式によりFM計画に反映させる手続きを行う。

②持続可能な財政運営の推進

- ・合併特例債の活用を予定している大型公共施設整備等については、具体的なスケジュールと財政シミュレーションを提示しながら、令和4年度当初予算に所要額を計上した。現行の地方財政制度の継続を前提とした長期シミュレーションであるが、持続可能な財政運営のために定めた基金保有規模の目標額(財政調整基金と減債基金の合計保有残高を標準財政規模の20%以上を維持する)を将来にわたりクリアするものとなった。
- ・今後とも、第2次横手市総合計画後期基本計画やFM計画をはじめとする各種計画との整合性を図りながら、持続可能な財政運営を図っていく。

③ルールに基づいた債権管理の推進と案件ごとの対応強化

- ・債権管理条例の改正、債権収納管理一元化業務の運用変更を行い、これまでより機動的に管理できるように環境を整えた。また、財産調査や滞納整理技術の実践的な研修の実施により、債権管理担当の業務スキル向上を図った。今後も、ルールに基づいた適正な債権管理の徹底を図っていく。

④公平公正な課税と電子化の推進による業務効率化

- ・未申告の解消については市民税、法人市民税ともに目標数値をクリアし、一定の公平性を保つことができた。未申告の解消は、市民税額の影響、国保税等の軽減判定や税額(料)への影響など課税の公平性を保つために大変重要な要素となるため、今後も解消率向上を目指し推進していく。また、今年度は所得があるにもかかわらず数年間申告していない者の洗い出しを行い課税につなげたことも成果の一つである。

⑤公平公正な入札事務の執行と公共工事の品質確保

- ・より公平公正な入札制度とする為、JV運用の見直しを実施するとともに、総合評価落札方式の評価方法及びその運用について外部有識者を含めて協議を行い、内容を決定した。
- ・工事の不慣れな部門への事前指導として、工事発注マニュアルを作成し、指導を実施。発注課監督職員に対しては、進捗状況確認・変更契約締結等を指示。また、重点安全対策を定め、施工途中箇所巡回・指導を実施し、事故の撲滅に取組んだ。

⑥人口減少に歯止めをかけ、交流人口を増加させる取組みの展開支援

- ・令和3年度において、人口減少対策を意識した補正予算編成を行ったものの、交流人口を増加させる取組みはコロナ禍の影響を受け限定的なものとなった。アフターコロナを見据え引き続き各部局の取り組みを財政面でサポートしていく。